

第 8 回 定例農業委員会議事録

令和3年3月5日（金）午後2時より、市役所本庁舎8階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（19名）

1	河合 稔	8	清水 峰幸	15	高木 正美
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	日比 育緒
3	棚橋 新一	10	國枝 義見	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6	吉田 和郎	13	山田 敏治		
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫		

欠席委員（0名）

その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	堀主幹
竹中事務局次長	森主幹	

議案

議案第461号 農地法第18条関係、その他承認事項について

議案第462号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第463号 農地法第4条の規定による許可申請について

報告第8号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第8回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、3番 棚橋委員、18番 高橋委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第461号、農地法第18条関係申請明細、その他の承認事項についてを議題に供します。事務局説明願います。

森主幹

議案第461号、農地法第18条関係申請明細、その他承認事項について説明させていただきます。

農地法第18条関係申請明細について、18条関係は、合意解約によるものです。

1番、田、1, 737㎡で、耕作目的でございます。

2番、田、993㎡で、耕作目的でございます。

3番、田、993㎡で、耕作目的でございます。

4番、田、406㎡で、耕作目的でございます。

5番、田、988㎡で、耕作目的でございます。

6番、田、501㎡で、耕作目的でございます。

7番、田、501㎡で、耕作目的でございます。

8番、田、1, 324㎡の内528㎡で、耕作目的でございます。

2ページをお願いします。

9番、田、1, 324㎡の内796㎡で、耕作目的でございます。

10番、田、991㎡で、耕作目的でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願が出ているものです。提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございますので、ご報告

いたします。

11番、田、14筆合わせて、12,536㎡でございます。

3ページをお願いします。

12番、田、畑、14筆合わせて、10,704㎡でございます。

13番、田、1,600㎡でございます。

14番、田、1,190㎡でございます。

15番、田、畑、12筆合わせて、4,450.54㎡でございます。

4ページをお願いします。

16番、田、4筆合わせて、1,272㎡でございます。

17番、田、畑、6筆合わせて、1,343.91㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第462号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第462号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂きます。

9件提案されておりますが1番の案件につきましては、3月2日に取下願いが提出されたためこの度は審議対象外とします。なお、その他の案件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、耕作状況、農機具の保有状況、労働力、技術などを見ても問題なく、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、こちらの事案の中に、出席の農業委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されて

いますので、説明につきましては、このまま聞いていただきますが、審議の際には、退席していただきますので、よろしくお願ひします。

2番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、3, 225㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

5ページをお願いします。

3番、所有権移転によります、田、5筆合わせて、1, 304㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、3, 405㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

5番、所有権移転によります、田、412㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

6番、所有権移転によります、田、畑、3筆合わせて、1, 231㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻、野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

7番、所有権移転によります、田、229㎡で、県道上石津多賀線の用地買収に係る代替地でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

8番、所有権移転によります、田、396㎡の内298㎡で、県道上石津多賀線の用地買収に係る代替地でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

9番、所有権移転によります、田、1, 387㎡の内374㎡で、県道上石津多賀線の用地買収に係る代替地でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、5番を除く2番から4番及び6番か

ら9番までを審議いたします。これら事案について、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

5番につきまして審議いたします。

こちらの事案につきましては、13番、山田委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、山田委員は退席をお願いいたします。

(山田委員 退席)

5番について、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

(山田委員 入室)

6ページをお願いします。

議案第463号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第463号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

なお、こちらの事案の中に、出席の農業委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いていただきますが、審議の際には、退席していただきますので、よろしくをお願いします。

1番、田、308㎡で農家住宅（駐車場・屋敷畑）でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は「既存施設の拡張（拡張部分が既存の敷地の面積の2分の1を超えないもの）」に該当します。

2番、田、79㎡で農家住宅（駐車場）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長

ただいま説明がございましたが、まず、1番について審議いたします。何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

2番につきまして審議いたします。

こちらの事案につきましては、13番、山田委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、山田委員は退席をお願いいたします。

（山田委員 退席）

2番について、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

（山田委員 入室）

報告第8号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報

告事項について事務局より報告願います。

堀主幹

報告第8号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、2件申請されています。

1番、田、424㎡で、貸駐車場でございます。

2番、田、畑、2筆合わせて、981㎡で、貸駐車場でございます。

7ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、14件申請されています。

3番、所有権移転によります、田、10筆合わせて、2,274㎡で、分譲住宅でございます。

4番、所有権移転によります、田、991㎡で、宅地分譲でございます。

5番、所有権移転によります、雑種地（現況田）、100㎡で、貸駐車場でございます。

8ページをお願いします。

6番、使用貸借権によります、田、3筆合わせて、335㎡で、一般個人住宅でございます。

7番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、855㎡で、分譲住宅でございます。

8番、賃貸借権によります、田、852㎡で、中古車販売業駐車場でございます。

9番、所有権移転によります、田、89㎡で、貸駐車場でございます。

10番、所有権移転によります、田、724㎡で、宅地分譲でございます。

11番、使用貸借権によります、田、618㎡で、一般個人住宅でございます。

9ページをお願いします。

12番、所有権移転によります、田、866㎡で、分譲住宅ござい

ます。

13番、所有権移転によります、田、506㎡で、共同住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、348㎡で、一般個人住宅でございます。

15番、所有権移転によります、田、282㎡で、貸事務所用地（建築業）でございます。

16番、所有権移転によります、田、862㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

10ページをお願いします。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

（相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割）

17番、田、435㎡でございます。

18番、田、8筆合わせて、7,575㎡でございます。

19番、畑、205㎡でございます。

20番、田、4筆合わせて、3,712㎡でございます。

21番、田、936㎡でございます。

22番、田、328㎡でございます。

11ページをお願いします。

23番、田、畑、9筆合わせて、4,429㎡でございます。

24番、田、畑、4筆合わせて、2,872㎡でございます。

25番、田、370㎡でございます。

26番、畑、561㎡でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。

電気通信事業者が電気通信のため、線路、空中線系若しくは中継施設等を設置する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その

代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものです。

27番 賃貸借権によります、田、392㎡の内1㎡で、電気通信事業における携帯電話用無線基地局でございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、説明させていただきます。

農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

28番、畑、343㎡でございます。

29番、田、畑、2筆合わせて、1,794㎡でございます。

当該地は、以前から、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われているとの申請がありました。

そのため、令和3年2月24日に、代理人である行政書士の案内で、日比農業委員、谷川農地利用最適化推進委員及び事務局が現地へ赴き、現地在山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願したいと思っております。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

次回の開催日は、4月5日(月)午後2時となっておりますので、よろしくお願いたします。どうもご苦労さまでございました。

なお、場所につきましては、本庁舎ではなく、西部研修センターとなりますのでご承知ください。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和3年3月5日

議長（会長）

岩井豊太郎

議事録署名者

棚橋新一

議事録署名者

高橋美和子